

## 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会（第 11 回）

平成 21 年 3 月 26 日（木）

午後 1 時 30 分～ 4 時 30 分

京都ガーデンパレス「鞍馬」

### 1 開会

#### 座長

本日は、議題は大きく分けて、意見交換と報告事項の二つに分かれています。意見交換の資料は資料 1 と資料 2、報告事項の資料は資料 3 と 4 ということになります。それでは議題の順番に沿って進めたいと思います。議題 1 の説明を事務局からお願いします。

#### （ 1 ）意見交換

**議題 1 「新京都府人権教育・啓発推進計画平成 21 年度実施方針等について」**

#### **平成 21 年度実施方針について**

#### 事務局

それでは、資料 1 に基づき説明させていただきます。

資料 1 の新京都府人権教育・啓発推進計画、平成 21 年度の実施方針ということで、特に平成 20 年度の内容を修正等した点を中心に御説明させていただきます。

まず 1 頁ですが、第 1、策定の趣旨については、20 年度から 21 年度に時点修正を行っています。

次に、第 2 の平成 20 年度における人権をめぐる状況ということで、ここは若干文言の修正ですとか、あるいは、その状況が変化している部分について修正を加えています。

まず第 1 段落目ですが、これについては、国際連合の関係ですが、人権教育のための世界計画、第 1 フェーズとして 2007 年までの行動計画を定めており、その中身につきましては、初等・中等教育に焦点を当てた取り組みの実施ですが、それが 2009 年まで延長されていることからその部分を修正しています。

それと世界的な状況ということで、昨年の 20 年度の実施方針につきましては、人権理事

会につきましての記述をさせていただいていますが、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）に基づき日本政府が規約実施のための国内措置について報告をしております、それに対しまして自由権規約委員会の最終見解というものが2008年10月30日に採択がされました。それを受けまして、日本政府、外務省が担当ですが、この最終見解を踏まえ、適切な実施をするということで、各都道府県、政令市に対して、通知が出されています。そういった状況を踏まえ修正しています。

その次の段落です。これは国内における特に法整備の状況について時点修正しています。具体的には、性同一性障害者の性別取扱いの特例法の改正法が施行されること、ハンセン病問題基本法、青少年のインターネット環境整備法が成立したことを直近の状況として記載しています。それとあわせて、裁判制度の関係ですが、昨年12月から犯罪被害者が裁判で意見陳述ができる、つまり裁判に参加ができるようになった状況を記述しています。

それと次の段落ですが、昨年の特徴的な事項といたしまして、世界的な金融危機の影響により労働者にかかわる問題がマスコミ等において非常に大きく取り上げられましたが、その状況について記述しています。

それと自殺者については、昨年度の実施方針につきましては、9年続けてと記述していましたが、10年続けて3万人を超えている状況から時点修正しています。

それと次の段落ですが、これについては、平成19年度に三重県の行政書士、昨年、平成20年度においては兵庫県の司法書士による不正請求事件が明らかになっていますので、その部分について記述しています。それとその下の、「また」以下ですが、障害のある人に対する施設利用拒否等、差別的取り扱いの状況が見られるという部分については、これは京都地方法務局が、管内の状況について、毎年、まとめています人権侵犯事案、人権問題にかかわる状況の中で報告されていますので、ここで記述しています。

続きまして2頁目、上の1段目については、文部科学省が、インターネット関係で使用している文言に合わせて「学校非公式サイト」に修正しました。それと、第2の一番最後の段落、「根づかせることが重要であり」は、文言の整理をさせていただきました。

次に第3です。これは平成21年度の実施方針ですが、特に、第2段落目を修正しました。人権の尊重や人権問題解決へ向けて、主体的に行動しようという意識を培うことができるような取組を、国、市町村等関係団体と連携・協働して推進することで、特に昨年度、世界人権宣言60周年記念事業として関係団体と連携・協働しながらの取組が実施ができたことから、21年度につきましても、規模的には、昨年のようにはできませんが、20年度構築しま

した関係団体との関係を引き続き、連携・協働することを記述しています。

その次の段落ですが、この部分につきましては、今年度の実施方針の中心的な部分ということになりますので、読ませていただきます。特に、昨年11月には「世界人権宣言60周年京都アピール」を発信したところであり、国、府、市町村、NPO法人等関係団体とともに「世界人権宣言60周年」を契機としたさまざまな取組を積極的に進めた成果を一過性のものとせず、関係団体との連携・協働を一層深めることにより、府民の人権問題に対する理解を深める取組を継続・発展させていく。先ほど趣旨を御説明いたしましたが、世界人権宣言60周年ということで、関係機関との連携、協力を得ながら取り組みができたことから、打ち上げ花火に終わることなく、その成果を引き継いでいきたいということで、この実施方針の中で新たに記述しています。

続きまして、3頁、具体的な重点事項ですが、時期的な時点修正を行っています。まず、一つ目の枠囲みの2行目は、先ほども説明しましたが、9年連続して3万人の自殺者があったという部分を10年続けてと修正しています。それと、あと三つ目の枠囲みですが、「女性の人権を守ろう」で、その2行目、配偶者等からの暴力や職場におけるセクシャルハラスメント、性犯罪などの女性の対する暴力の解消について下線を引いていますが、20年度につきましては、女性に対する暴力というような形でくくってありましたので、改正DV法の施行や後ほど報告させていただく府のDV計画の見直しの動きに合わせて表現を修正しています。

その次、「子どもの人権を守ろう」で、これにつきましては、一番最後、前年度の実施方針については、大人が自覚しなければならないという表現でしたが、改正の児童虐待防止法や青少年インターネット環境整備法の成立の動きに合わせて、自覚というよりもさらに守られるべきものだという表現に修正しております。

その次、「高齢者の人権を守ろう」は、昨年度の実施方針では、平成27年に4人に1人が高齢者と記述していましたが、直近の推計に基づきますと、平成25年に4人に1人が高齢者になることから、直近のデータに基づき修正しています。また、高齢者に対する虐待ですが、養護者等により身体的心理的虐待が多いことから、そのことを記述しています。

それと下から三行目の下線ですが、高齢者が自立した個人としてその尊厳が守られる、できる限り自立して生活できるよう、高齢者の人権を最大限に尊重することが大切であるという表現については、府の高齢者健康福祉計画等の表現とあわせています。

続きまして、その次の「障害のある人」は、最初の下線については文言の修正です。それ

と二つ目の下線については、先ほど御説明しました京都地方法務局管内での事例がありましたので、追加しています。

「H I V感染者やハンセン病患者等に対する偏見」については、ハンセン病問題基本法が昨年制定されたこと、国の表現にあわせて「元患者」を追加修正しました。

続きまして、5頁の二つ目の「インターネット」の3行目については、昨年度の実施方針では「マナー意識」と記述していましたが、文部科学省では「情報モラル」と表現しており、表現をあわしています。次に、その下の下線部分ですが、これは、青少年インターネット環境整備法が4月に施行されますが、その動きに合わせて記述しています。

続きまして、6頁の「2 取組の視点」の二つ目、「地域の問題として考えるために」ですが、昨年度、世界人権宣言60周年ということで、NPO法人だけでなく大学等も連携をしながら取組を行いましたので、「大学」も記載しました。

その次の枠囲みも同様に「大学」を記載しました。

続きまして7頁、「第4 推進体制」ですが、修正したのは「2 各部の施策の推進」の3段落目です。先ほどから説明しているとおり世界人権宣言60周年事業としてNPO法人や大学と連携・協働してきましたが、引き続き進めていきたいと考えており、「関係団体で事業を連携して実施するなど」を追加して記載しました。

以上でございます。

## **座長**

ありがとうございます。

今の説明で、もし、コメント、御質問がありましたらお願いしたいと思います。

## **委員**

20年度の状況、21年度の方針ということで幾つか記載していますが、障害者権利条約は2006年に国連で採択され、日本はまだ批准していませんが、来年度、批准に向けた動きがあるのではないかとされています。権利条約について、実施方針においても重要視する必要があるのではないかと思いますので、そういった動きについて記載してはどうか。

二つ目ですが、個別の重点事項が書かれていますが、まず、障害のある人の完全参加と平等を実現しようという枠では、車いすの乗車拒否、アパートへの入居拒否等が今なおありますが、今の経済情勢の中でいわゆる解雇されている方々の中で、障害のある方々の解雇率が、

一般の方よりも3倍も4倍も多く解雇されているとの話もあります。実数を具体的に、私は今、把握をしていませんが、生活部分、あるいは教育・就労、多方面にわたって困難な状況が続いていることから、ここに記載されているものだけでは少し不十分な印象があります。

三つ目は、6頁の真ん中の「地域の問題として考えるために」ということで幾つか書かれていますが、御承知のように高齢者、障害者関係では、権利擁護事業が各地域で、特に社会福祉協議会が中心に取り組んでいます。その名のとおり、権利擁護ということはかなり深刻な虐待問題も含めて、あるいは金銭管理とかも含めて、バックアップをしております。この中でも、NPO法人や大学人権啓発サポーター等の「等」の中に含まれるのかもしれませんが、社会福祉協議会と福祉関係機関ぐらいの記載をしていただくと、より実効性があります。地域に根差した取り組みを、今、社協などが特に中心になって学区社協レベルまで根を広げて取り組んでいますので、実効性のあるものとして取り組んでいくということであれば、社協あるいは福祉施設の活用が重要ではないかと思っておりますので、そういった点も記述してはどうかと思っております。

以上です。

## **座長**

ありがとうございます。

主として、障害者関係を中心に3点、御指摘、御質問がありました。もし、事務局で何かお答えになることがありましたら、お願いします。

## **事務局**

まず、1点目の障害者の権利条約の関係ですが、実は、これは昨年度の実施方針の中で、平成19年度における人権をめぐる状況ということで、その段階では署名されている状況でしたので記述をしていました。署名を受けまして、今後は、委員からご指摘のあったような展開が予想されたのですが、今後、具体的な動きがあった段階で、その動きを踏まえて記載について検討することになるかと思っております。つまり、実施方針では、現在定まっている、特に法律関係がそうですが、制定をされ、施行をされたといった具体的な施策の記載をしていますので、障がい者の権利条約についても具体化された段階でしかるべき時期に記載していきたいと思っております。

あと関係団体、個別の部分で障がい者の解雇率の部分で言っていたいただきました部分につき

ましては、何らかなの記載をさせていただく方向で検討をさせていただきたいと思います。

それと、最後の地域社会、地域の問題として考えるためですが、「等」という部分に含んでいると考えていますが、今の御指摘も含めまして、ここに福祉施設あるいは福祉機関というような内容について記載する方向で検討させていただきたいと思います。

#### **座長**

ありがとうございます。

ほかに、何かございませんか。

#### **委員**

委員のご指摘はそのとおりだと思いますが、1点だけ、障がい者の雇用の問題ですが、通常から障がい者の雇用は人権問題としてあるのですが、ただ昨今の状況だけをとらえて、ここに記載するというのは、ここ半年間の雇用問題について、障がい者の雇用問題だけを記載すると誤解を生む可能性があります。御指摘はすべてそのとおりだと思いますが、記載される場合は、その点だけは御注意いただきたいと思います。

#### **座長**

ありがとうございます。

#### **事務局**

今、御指摘いただきました内容を十分踏まえ対応させていただきたいと思います。

#### **座長**

ありがとうございます。

次に、非常に詳しい個別問題の御報告をいただきますので、また、関連する部分で必要あれば御発言いただきたいと思います。

### **平成21年度人権教育・啓発事業実施計画について**

それでは次の資料2「実施計画」について進めていきます。これは関係部局が非常に多い

ので、新規又は変更のあった項目に力点を置いて報告いただきたいと思います。

## 事務局

それでは資料2の平成21年度の人権教育啓発事業実施計画(案)ということで、29頁からの人権啓発推進室所管分から説明させていただきます。

まず、課題認識の二つ目ですが、若年層に対する取り組みを進めることが必要であるという課題認識のもと、若い世代に対する人権啓発の機会として、府内の大学と連携した取り組みを進めていきたいという取り組みの方向を示しています。

続きまして、31頁です。前回の懇話会でも、人権啓発推進室が取り組む事業として、説明し、御意見をいただいた内容ですが、京都市内におきまして京都ヒューマンフェスタ2009の開催、京都市域以外については、二つ目の市町村の連携、人権啓発フェスティバルとして市町村の自主性等を重んじながら、連携した取組を進めたいと考えています。三つ目の「- MO Cool FESTA 09」というのは、特に若者層を中心としました啓発として7月に行われるステーションの取組と連携して実施していきたいと考えています。

続きまして、33頁です。そのページの真ん中の部分です。前回の懇話会でも説明したとおり若者向けの「Voice To You」というFM放送には若者層を中心としたリスナーからの結構反響もありますので、引き続き取組を進めていきたいと考えています。

34頁の新聞意見広告ですが、これにつきましては新聞意見広告として重点時期に啓発記事を掲載していますが、内容は、前回の懇話会で報告をさせていただいたとおりメッセージ性を打ち出すよう工夫をしていきたいと考えています。具体的には人権問題を所管する担当課と連携しながら進めていきたいと考えています。

35頁ですが、NPO法人との連携事業ということで、昨年度、府民講座をNPO法人の協力を得て開催しました。21年度につきましても、同様に実施をしていきたいと考えています。次にその下の学生サポーター会議の創設、開催ですが、若者層を対象とした会議を開催し、若者層にどういったニーズがあるのか等、意見交換をし、可能なものは積極的に施策に活用していきたいと考えています。以上が21年度の取組です。

その後39頁まで、資料作成や市町村の支援事業等については、引き続き継続して取り組みを進めたいと考えています。

以上、人権啓発推進室の21年度の実施計画について説明いたしました。

## 座長

ありがとうございます。変更点、新規についての説明が中心ですが、必要がある場合は、ほかの部分にも触れていただけて結構ですので、よろしく申し上げます。

## 事務局

知事直轄組織から説明をさせていただきます。

資料2の1頁です。知事直轄組織のうち、知事室長グループの広報課所掌事務は、テレビ・ラジオ番組による府民への人権啓発、府民だより、あと府政記者に対する人権に配慮した取材報道の要請など、マスメディア関係者への啓発です。課題認識としては、あらゆる媒体を使って人権啓発をしていくという、従来どおりの指針を掲げております。

変更点として、3頁のきょうと府民だよりの発行についてです。これにつきましても、8月の人権強調月間と12月の人権週間に特集を組み、さらにほかの号では、人権にかかわりのあるコラムを掲載するということは例年どおりで、発行部数も115万部ということで変わりはないんですが、これまでは、さらに視覚障害のある方向けに文字拡大版を1,500部、点字版を490部、さらに音声版としてテープ版を550本作成して希望者にお届けしていましたが、この21年5月から、今までカセットテープだったんですけども、デジ版といひましてCDに録音いたしまして、それをデジ版の再生機器があるんですが、だいたい視覚障害のある方がお持ちになれば、それをCDで好きなところで頭出しをしてお聞きいただけるという、そういうデジ版というものがございまして、既に京都市の広報紙「市民しんぶん」などでは採用されているのですが、「きょうと府民だより」におきましても今年5月号から取り組むこととしております。現在、鋭意準備の方を進めております。

## 座長

ありがとうございます。

一応、全部、御報告を受けた後で、まとめて質問、コメントの時間を設けたいと思いますので、必要なところはメモをとって、後ほど手を挙げていただきたいと思います。

それでは、次申し上げます。

## 事務局

同じく、知事直轄組織の知事室長グループです。まず、資料2の1頁に戻っていただきま

して、在住外国人、留学生の支援及び課題については、昨年と同様です。外国人の方々、海外からの人材が地域に定着していただけるように、きめ細やかな生活環境の改善やホスピタリティーの向上等の取組を進めていくことが重要と考えています。在住外国人の人権についての啓発とか、外国籍府民が安心して生活できるためのホームページやラジオ放送、地域の国際交流を図るための取組み、また住居環境に関してアパート等の民間住宅に入居する留学生を支援するような取組み等について実施するという方向です。

具体的な取組みについては、6、7頁のとおりです。基本的には、昨年度と同様ですが、変わったところだけ二つ申し上げますと、多言語による府政情報の発信ということで、京都府のホームページを多言語化、英語・中国語・韓国・朝鮮語で作成していますが、言語が複数あるということは、そのために翻訳をしていかないといけないということで、ホームページにおいてシステムがうまく動いていませんでした。今回、府のホームページを必要のところを適宜修正をして発信する仕組みづくりをしまして、この4月からそういった形で改定をしていきたいと考えています。

その次は、外国籍府民共生施策懇談会ということで、後ほどまた結果についても御報告しますが、昨年度に引き続き今年度も開催いたします。また、新たな委員として公募の委員さんを募りまして、そこでいろいろなテーマを提案していただき、それに対して集中議論を行い、また報告等を出していきたいと思っています。

## **座長**

ありがとうございました。

次、お願いします。

## **事務局**

引き続きまして、職員長グループの、職員の人権研修関係の施策について説明します。

資料2の9頁と11頁をご覧ください。京都府全体として、府民の人権意識の高揚、差別の解消ということに向けて取り組んでいます。そのための大前提として、京都府職員自身が人権意識を高めることと、こういうことを通じまして、人権施策を推進していくことが必要と考えています。そのため、私どもでは、職務基本研修として新規採用時の研修、あるいはその後のフォロー、さらには課長昇任時の研修あるいは管理職のための研修といったときには、必ず人権をテーマにした研修を行っています。また、職場ごとに人権問題の職場研修指

導者・主任というのを置いているのですが、その指導者のための研修、さらには全職員を対象とした人権についての特別研修というのを行っています。その他にもそれぞれの各職場でも職場単位で研修を行っています。研修の内容ですが、同和問題をはじめ障害のある人の問題、高齢者の問題、外国人の問題等々、幅広く人権問題の学習を行うよう心がけています。また、座学、聞くだけのことに終始するのではなく、ケーススタディーや議論等を通じた体験型、参加型となるよう工夫しています。なお、研修の成果が、その場限りとならないよう、20年度から各自が人権ノートを持ち、職務の中での振り返り等に役立つようにしているところです。

以上です。

### **座長**

ありがとうございます。

それでは、次、お願いします。

### **事務局**

総務部の21年度事業実施計画については、資料2の13頁から15頁です。総務部の人権啓発の主な事務は、個人情報保護の推進です。個人情報については、依然として事業者からの個人情報の漏えいが発生しており、また一方、個人情報に対する過剰な反応も見られているところです。個人情報保護制度の啓発の取り組みとしては、継続事業になりますが、制度の目的また内容、個人情報の取り扱いの事例と対応などについて、府のホームページやパンフレット配布などにより周知啓発を行うほか、必要に応じて、府民の方々や事業者に対する説明会を行う予定です。

以上です。

### **座長**

ありがとうございます。

必要がありましたら、例えば、具体例に触れていただくとか、そういう工夫もお願いしたいと思います。

それでは、その次、お願いします。

## 事務局

政策企画部の事業について説明します。資料2の17頁をご覧ください。

政策企画部は、府政の総合的な企画調整、高度情報化、関西文化学術研究都市の推進、調査統計業務等を所管していますが、このうち、人権教育啓発にかかわるものとして、府政の総合的な企画調整に関する事項があります。京都府では、平成13年に策定いたしました新京都府総合開発計画（以下、「新府総」という。）や、この新府総実現のための中期ビジョンを府政運営の柱として事業を進めていますが、政策企画部では、これらの進行管理を所管しています。新府総では、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を基本計画の中に目標として掲げており、中期ビジョンでも同様の視点を盛り込んでいまして、これらを踏まえた府政運営に努めているところです。

なお、この新府総、また中期ビジョンについては、計画期間が平成22年までとなっておりますので、その後については、事業を羅列した総合計画的なものから発想を変えまして、行政運営の基本理念を示した基本条例、京都府社会のありたい姿を描きます長期ビジョン、4、5年間の計画である中期計画、この三つを柱とした方式に転換する方向で、昨年8月に有識者による懇話会を設置して検討を、今、進めているところです。

個別事業につきましては、世界人権問題研究センターへの支援があります。具体的には19頁をご覧ください。世界人権問題研究センターの運営助成ですが、このセンターは、人権問題についての世界的視野に立った調査研究活動を展開しており、この運営については、京都市とともに助成を継続しています。

## 座長

ありがとうございます。

その次、お願いします。

## 事務局

資料2の21頁をご覧ください。府民生活部、名前のとおり、府民に最も身近な事業を所掌する府民目線に立った事業を遂行する部署といたしまして、主には三つの柱を持って事業を推進しています。

一つは、府民の安心・安全を守るということで、安心・安全と申しましても大変幅が広いんですが、消防防災に関することから子供の安心・安全、それから消費生活に関する安心・

安全に関する事務を所掌しておるところです。

それから二つ目は、絆づくりということで、府民参画、府民協働を推進する事業を中心にを行っています。具体的には、男女共同参画の促進、あるいは青少年の健全育成を主な内容としています。

それから三つ目は、地域の活動をサポートするというので、昨今、非常に活動が活発化してきているNPOを初めとしたボランティア団体に対する、いろいろな指導、助言、サポートを行っています。現在、総務部の自治振興課の中に地域力再生担当という地域に入り込んでいき、いろいろな事業展開をしている部署がありますが、この4月からはこのNPOと一緒に部門に統合されますので、さらなるサービスの拡充に努めていきたいと考えています。

主な変更、変わった点を中心に御説明させていただきます。23ページの二つ目のところに、犯罪被害者の支援活動推進ということで挙げています。昨年1月に犯罪被害者のサポートチームというものを立ち上げまして、犯罪被害者の方からの相談に、きめ細かく対応して、必要な行政サービス等の支援を受けられるよう、関係機関や部署へのつなぎの役割を現在しているところで、開設以来、まだ日が余りないのですけれども、約70件余りの相談を受け付けている状況です。

それから、やはり住民に最も身近な市町村での被害者の相談窓口の設置が急務であるという認識のもとに、全市町村に対しまして働きかけを行い、市町村職員に対する研修などを積み重ねた結果、現在、全市町村に被害者支援担当窓口が設置されました。

それから、24頁以下につきましては、主に男女共同参画の事業を挙げています。21年度につきましては、主に三つの観点から、一つはあけぼのプラン、それから男女共同参画センターの取り組み、それからDV計画、DV計画につきましては、また後ほど担当課から説明がありますが、新KYOのあけぼのプランの広報推進事業ということで挙げています。あるいはあけぼのフェスティバルというもので挙げていますが、京都府の男女共同参画施策の推進の根本となります、このプランについては、平成22年度に、その改定の時期を迎えることから、今年度本格的に検討を開始する予定です。

それから25頁のところですが、女性国内交流事業、女性の船事業、これは毎年実施を繰り返してきており、参加者も100名近い方が毎年参加いただき、そこに参加された女性の方が、また地域に戻って地域のリーダーとして、さまざまな活動を展開している、そういう事業ですが、これについても、最近では、なかなか若い女性の方の参加が難しくなってきた状況でして、今年度、より市町村に働きかけを行いまして、積極的な参加を呼びかけて事業

実施を図ろうと考えています。

それから 26 頁です。ドメスティックバイオレンスの対策事業ということで、昨今問題になっていますDVの取り組みを進めているところですが、これについては、昨年度についても同じような課題認識を持っていましたが、さらに今年度についても、若い恋人間での暴力、いわゆるデートDVという言葉がありますが、こういったことも新たな課題の一つとして加えていきまして、大学生を中心に、若い人に対しても、このDVについての啓発を強化をしていこうと考えています。

それから、28 頁です。最後になりますが、青少年の社会環境浄化推進事業ということで、ここの部分につきましては、平成 20 年度に最も強く取り組みを行ったところです。御承知のとおり、昨年、東京の秋葉原で大量殺傷事件が発生しました。この事件が起きまして、京都府では、そのときに使われました凶器のダガーナイフをいち早く、その規制の指定を行ったところです。また、いわゆる 18 歳未満の女子高生などが安易に利用して、買春の温床にもなっていると言われている出会い喫茶という新たな営業形態がありますが、この出会い喫茶についても昨年 10 月条例改正を行い、18 歳未満の青少年の立ち入りを規制したところです。

## **座長**

ありがとうございました。

次、お願いします。

## **事務局**

文化環境部の実施計画について説明をさせていただきます。

資料 2 の 41 頁をご覧ください。文化環境部の所管事務につきましては、文教課で私立学校や宗教法人を所管しており、私立の幼稚園、小・中・高校や宗教関係者に対する人権教育啓発の推進に係る支援を行っているほか、スポーツ及び生涯学習に関することです。また、部の所管の関係法人として、府立医科大学、府立大学を所管しており、教職員、医療関係従事者などに対する研修などを実施しているです。

課題認識と取り組みの方向についてですが、私立学校教職員に対する研修につきましては、特に広く人権全般について取り組むとともに、その時々状況にあわせて、ふさわしいテーマに取り組んでいくこととしています。また、教職員自らの人権意識の高揚を図るとともに、

各学校で人権教育を推進していただくための指導力の向上につながるような研修会等の開催、あるいは人権教育資料などを作成して配布しています。宗教関係者への研修については、特に最近参加者が固定化という傾向がありまして、さらなる周知が必要と考えています。関係団体と協力しながら、今後、研修内容と周知方法についても充実していきたいと思っています。

それと、京の府民大学により府民自ら行う人権に関する自主的な活動の支援に努めています。なお、関係法人の府立医科大学と府立大学においては、昨年4月から、大学法人として新しく出発をしたところです。人権に関する研修や啓発については、それ以前と同様、引き続き、今まで同様に行うことで、特に医大においては、医療従事者等が多いことから患者とか医療をテーマに研修していくということで計画をしています。二つの大学においては、委員会とか協議会を設置しまして、連携を図りながらテーマについて選び、また、医療関係ということで、交代制職場という特殊な面もありまして、できる限り効率的に多くの教職員、医療関係従事者が参加できるような取り組みを進めているところです。

43ページをご覧ください。個別の政策について説明をさせていただきます。人権教育資料の作成についてですが、私立学校の教職員の参考資料となるように教育資料を作成しています。府内の私立学校、幼稚園を含め、小・中・高・専修学校、各種学校、全校職員に渡るように配布をしているところです。また、私立幼稚園人権教育研修については、社団法人京都府私立幼稚園連盟と連携しながら、私立幼稚園の設置者、園長・教諭等に対して研修を実施しているところです。次に、私立小・中・高等学校人権教育研修会については、京都府の職員も講師を務めるなど、校長だけでなく教頭、生徒指導の教諭等も対象に行っているところです。

続きまして、44頁をご覧ください。私立専修・各種学校については、小・中・高等学校と同じような形で研修を進めています。また次の宗教法人関係者人権問題研修については、前年度同様でこれについては研修の講演録等の作成を予定して、またそれを配布する予定です。

次の、京の府民大学開設事業ですが、前年と変更点がありまして、前年は府民大学と京のOWNネット運営に関する事業の2本立てで挙げていたのですが、府民大学開設事業に統合しました。京の府民大学開設事業については、府民の自主的な生涯学習を支援するために、京都府と教育委員会、市町村、市町村の教育委員会、大学、短期大学などが実施いたします人権問題の講座を含む生涯学習関連の講座を、京の府民大学として整理、体系化させていただきまして、京のOWNネットなどで広く府民に情報提供をしているところです。なお、こ

の人権問題の講座数等については、実績報告等でまた報告させていただく予定です。

続きまして、45頁から47頁ですが、両大学分、参考としていますが、これは先ほど申し上げましたように、大学法人として事業主体が変わっているだけで、今までどおり研修等を実施していく予定で、大きな変更等はありません。

## 座長

ありがとうございました。

それでは次、健康福祉部からお願いします。

## 事務局

それでは、健康福祉部関係について御説明します。資料2の49頁をご覧ください。健康福祉部では、保健あるいは福祉・医療などを通じまして、府民の方々が安心・安全に生活できる社会の実現に向けて、各種の施策の推進に努めているところですが、頁の中ほどに記載しているとおり、近年、少子高齢化の進展ですとか核家族化の進行によりまして社会的な絆の薄れといったものが出てきておりまして、それに伴いまして、子どもや高齢者あるいは障がい者の方など、社会的に弱い立場にある人々へのいじめですとか、虐待の問題など、そういった人権を侵害するような事象が増えてきています。そうした中において、府民の方々が安心して生活できるセーフティーネットの確立といったものが求められておりまして、健康福祉部においては、先ほどの推進計画の実施方針にもありましたが、「一人一人の尊厳と人権が尊重される社会」というものを築いていくことを目標にいたしまして、引き続きそういった人権意識の尊重の浸透を図るための取り組みを充実していくということで、その下の取り組みの方向の欄に掲げてあります(1)から(3)の方針のもとに、各種の事業計画を行っているところです。

具体的には次の51頁以降に記載していますが、来年度、新たな取り組みとして、この啓発事業実施計画に盛り込ませていただいている事業について御説明させていただきます。

少し飛びますけれども、57頁をご覧くださいと思います。まず認知症総合対策事業についてですが、認知症高齢者と、その家族の方々を支えるために、早期発見・早期対応、それから相談対応体制の充実ですとか、医療と介護の連携など、地域における総合的な支援体制の仕組みづくりを行うといった事業であります。具体的には認知症サポート医というものを養成しまして、地域のかかりつけ医への助言ですとか支援を行っていただきまして、認知

症への対応力を高めていただくといったことですか、地域の老人クラブ等をお願いをいたしまして、認知症サポーターによる見守り活動を行うというものです。

その下の、次の身体拘束防止対策事業、それから社会福祉施設サービス向上推進事業についてですが、これは高齢者あるいは障害者施設における今後のサービス向上の取り組みにつなげていくために、身体拘束等、そのサービス提供における問題事例、その背景ですとか改善の状況等の情報を収集しまして、その実態把握を通じて身体拘束の改善事例を取りまとめた事例集を作成し、施設に周知していく、あるいはサービス向上推進員というのを設置しまして、施設職員の意識向上、あるいは自主的な取り組みの促進を図ろうというものです。

### **座長**

ありがとうございます。

では、次に商工労働観光部からお願いします。

### **事務局**

資料2の59頁をご覧ください。商工労働観光部の取り組みについて説明します。商工労働観光部については、昨年、商工部と労働部が一体となりまして、新たな部として取り組みを進めているところです。産業の振興、それから雇用対策、雇用環境の整備などに努めており、また昨今、経済・雇用情勢が非常に悪化していますので、緊急の経済・雇用対策についても取り組んでいるところです。

人権関係については、府内の企業、それから商工業者の団体等を対象にしまして、企業構成員たる役職員お一人お一人の意識の向上を図る必要があるという観点から取り組んでいるところです。特に企業の公正採用選考については、就職の機会均等を確保する上で、非常に重要と考えておりまして、府内企業の代表者や商工業団体の役職員を対象に人権啓発研修会の開催、それから人権研修事業への支援等を通じまして、人権啓発の取り組みを進めているところです。

具体の施策ですが、61頁をお開きください。公正採用選考啓発事業としまして、企業が行います採用選考の側面から広く啓発実施をしているところで、ポスター作成あるいはテレビスポット、履歴書の配布等を通じまして、官公庁、関係団体への啓発に努めています。それから、企業の人事担当者を対象に、企業内人権問題啓発セミナーを公正採用選考推進旬間に4回開催をしています。

62 ページをお開きください。企業の代表者、商工業関係の団体等役員に対しまして、府内 4 会場で研修事業を展開し、企業職場人権啓発の推進をしているところです。それから、工業団地に立地する企業の人事労務管理担当者の人権問題研修にも努めているところで、長田野、綾部の工業団地を対象に人権問題の研修を行っています。また、長田野工業センター、綾部工業団地の振興センターについては、管理委託とあわせて研修の補助事業を行っておりまして、工業団地の立地企業の人権の教育担当者を対象とした研修を支援しているところです。

それから 63 頁になりますが、京都テルサ内に中小企業労働相談所を設けまして、労働相談に応じているところです。専門相談員が無料で相談に応じています。また、今年度、京都テルサ内の京都ジョブパークに、はあとふるジョブカフェを設けまして、精神障害、発達障害の方など障害のある方の支援にも努めているところです。

## **座長**

ありがとうございます。

それでは、次、農林水産部からお願いします。

## **事務局**

資料 2 の 65 頁をご覧ください。農林水産部としましては、所管事項に関する課題認識といたしまして、農山漁村地域における日常生活の中で、しっかりと人権意識を根づかせるため、地域活動や日々の生産活動の場から人権尊重の意識づくりを行うことが必要であると考えています。また、あわせて、農山漁村社会における女性の能力発揮とそれが評価される環境づくりなど、男女共同参画を推進していくことも必要と考えています。また、取り組みの方向としましては、府内の農林漁業関係団体職員の人権問題に対する理解と認識を深めるため、積極的な人権教育啓発の取り組みとして、毎年テーマを定め、人権啓発研修会を実施しており、今後も継続して実施することにより、さらに啓発の推進を図っていくこととしています。また、農林漁業における女性の活躍をテーマとした写真コンクールや作品展示等を行っていますので、今後もこれらの取り組みを継続して実施していく予定です。

具体的な事業としましては、67 頁のとおり、まず一番上の農林漁業関係団体職員人権啓発研修ということで、これにつきましては継続事業ですが、毎年、農林漁業関係団体職員等の人権尊重意識の高揚を図るために、京都府内の農業協同組合や森林組合、あるいは漁業協同

組合など、農林水産関係の団体と共催として、各団体の職員あるいは京都府の農林関係の職員を対象に、人権啓発研修を開催しています。21年度についても、京都府の北部と南部の2会場で開催を予定しています。

また、一番下の3番目ですが、農村女性育成事業として、これも継続事業ですが、農山漁村における女性の地位向上や農業経営等の方針決定の参画促進等を図るために、毎年、農山漁村における女性の活躍をテーマとした写真コンクールを開催しており、21年度についても、写真コンクールを開催し、またその作品を展示するとともに、優秀作品については、ポスターカレンダーにしまして農林水産フェスティバル、あるいは市町村や農林水産関係団体等に配布いたしまして、啓発を図っているところです。

### **座長**

ありがとうございました。

それでは、次、建設交通部からお願いします。

### **事務局**

資料2の69頁をご覧ください。建設交通部では、道路・河川・公園等の、いわゆる公共施設の整備を担当してまいり、そのほかに府営住宅の整備及び管理、それと福祉のまちづくり、建設業の許可、宅建取引業の免許等の事務を行っています。こうした事務にかかわります課題といたしましては、一つはハード面においては、ここにも挙がっていますように、だれもが自由にかつ自立的に参加できる社会を実現するために、公共施設及び多数の府民が利用する施設のバリアフリー化というものを進めていくということが一つ。それと建設産業についてですが、昨今の非常に厳しい建設産業を取り巻く環境の中で、かつ業務の危険性、専門性の中からもこういった建設産業、建設企業の経営者にこうした人権意識を啓発するということの一つの課題であるかと。それともう一つは、人が生活していく上での必要な、いわゆる住宅に関しまして、この宅地建物取引業の皆様に対する人権啓発というのも大きな課題であるというふうに考えております。そして、バリアフリー化につきましては、こうした施設を利用される方の理解を深めていただきながら取り組んでいくということで、例えばワークショップなどの方法を取り入れながら施設整備を進めていこうということで考えています。それと建設業に関しましては、人権啓発、人権問題の研修、それと宅地建物取引業の皆さんに関しましては、自主的な研修会、それと取引主任証の交付の際に受講が必要となる

講習の機会を捉え、啓発を行うということで、71頁に具体的な取り組みを挙げています。

一つは、建設業者への人権啓発研修です。継続事業ですが、毎年、府内の建設業者の皆さんを対象に南部会場、北部会場ということで会場を設定しまして、講演会・ビデオ上映等の研修会を実施しています。今年も実施していこうと考えています。それと宅地建物取引業の人権研修については、ここにも挙がってますように、取引業協会の研修会、それと主任者の法定の講習会の機会に人権の指導啓発の取り組みを行っていこうと考えています。

## **座長**

ありがとうございます。

警察本部お願いします。

## **事務局**

それでは、警察本部の取組について説明します。資料2の79頁をご覧ください。警察職員は、警察活動を通じて広く府民と接することから、人権に対する一般的な認識を深めることはもとより、犯罪捜査等に伴い支援を行う犯罪被害者等をはじめ、身体に障害のある方々への理解を深めることにより、府民の立場に立った警察活動をより一層推進しています。

はじめに採用時教養及び専科における人権教養です。専科とは、警察学校を卒業してから、警察署等で活動している警察職員が、担当する業務等に関する技能向上等を図るために一定期間、警察学校において行う研修です。

次に、セクシャルハラスメント相談員研修会です。各警察本部、警察署等で指定してるセクシャルハラスメント相談員に対して、セクシャルハラスメントに対する理解を深め、相談員として必要な知識を習得するための講義や事例発表等を行い、職場でのセクシャルハラスメントの防止、排除等を徹底し、良好な職場環境の確立を図っております。

次、高齢者交通安全教育指導者研修会です。高齢者の方々が交通事故に遭わないように実施する交通安全教育の指導者に対して、高齢者の身体的な特徴等を踏まえた交通安全教育の方法等の研修を行い、指導者のスキルの向上を図ります。

最後にサイバー犯罪対策です。これまでの懇話会等でもインターネット上での人権侵害事案等が議題に上がっていましたが、警察本部では、情報セキュリティ関係機関、団体等と連携の強化、広報啓発活動等を行い、インターネット環境の浄化に向けた活動を推進します。

## 座長

ありがとうございます。

最後に教育委員会からお願いします。

## 事務局

教育委員会関係ですけれども、資料2の73頁をご覧ください。所掌事務としましては学校教育、社会教育となっておりますが、教育委員会においては、新京都府人権教育・啓発推進計画を踏まえまして、あらゆる教育活動を通じて人権教育を推進することとしています。学校教育においては、人権教育の全体計画を各学校において作成していきまして、具体的な目標として次の4点、一つ目が学力の充実と進路保障、二つ目が豊かな人権感覚を育てる人権学習の充実、三つ目が人権尊重のための技能能力の育成、四つ目が人権尊重を基盤とした環境づくりに取り組んでいるところです。社会教育においては、人権の視点をしっかりと位置づけながら指導者の養成、社会教育の担当者の養成、広域的な取り組み、先導的な取り組みを実施し、市町村教育委員会を支援しているところです。

なお、本日、お手元に配付していますように、教育委員会においては、毎年度「指導の重点」と「人権教育を推進するために」を作成しており、その中で学校教育、社会教育において、人権教育を推進する基本的な考え方を示しているところです。

具体的な計画について説明します。教育委員会は他部局のように新規とかいうのはありませんで、継続事業になります。

資料の75頁です。人権教育資料作成としまして、二つありますが、上段の指導資料については、このように各学校で人権学習の資料集を、発達段階に応じて作っています。5カ年計画で本年度中学校編を作成しまして、来年度は、高等学校編を作成していきたいと考えています。下段の人権教育進路保障資料については、経済的な理由で児童・生徒が希望進路を断念することがないように、さまざまな援護制度を一つのものとして掲載したものを作成しています。本懇話会の委員の皆様の御意見もいただきまして、19年度からは外国人の児童・生徒の就学保障の観点から、英語版・中国語版・韓国・朝鮮語版をホームページに掲載し、充実を図ったところです。

次に、人権教育の研究指定事業ですが、これについては、学校の方を指定しまして人権教育を推進するということで、20年度から府立城陽高等学校を指定しており、来年度も引き続き取り組む予定です。

次の頁の総合推進地域事業は、これも国の事業で3か年事業で、18年度から3年間は木津川市での取組をお願いしましたが、21年度からは亀岡市での取組をお願いすることで調整しています。

続きまして、教職員の研修ですが、ただ今、大量退職・大量採用の時代を迎えています。このような中で、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法の評価を踏まえながら、あらゆる教育活動の中で人権教育の推進が図れるように、教職員の指導力を図るとするのは喫緊の課題となっておりまして、総合教育センターにおける計画的、系統的な研修、校内における研修、また京都教育大への派遣研修等、研修の充実により一層取り組まなければならないと考えています。

77頁のトータルアドバイスセンター設置事業については、電話・来所・巡回による相談を実施しています。電話については、19年1月から24時間体制で、また、本懇話会の委員の皆様方の御意見をいただきまして、同年7月からはメールによる相談も実施しています。さらに、昨年、本懇話会でも説明させていただきましたホームページ上に開設しました府民の皆様方からのネットいじめに関する情報を受け付ける専用の通報窓口については、継続して実施していきたいと考えています。

以上が学校教育関係で、続きまして、社会教育関係事業について説明させていただきます。社会教育は、先ほど言いました指導者の養成というのが大きなウエートをしめていますの、人権教育の指導者研修会、人権教育行政担当者協議会等を開催しまして指導者の養成に努めているところです。

資料の78頁、次の頁をご覧ください。森と小川の教室推進事業及び京のわくわく探検事業については、森と小川の教室推進事業は、南山城村にある南山城少年自然の家と南丹市にあるり溪少年自然の家を活用した体験事業、また京のわくわく探検推進事業については、市町村との協力を得ながら、地域で子どもを育てる環境充実に努めるということで、地域でさまざまな体験事業を行っていただくこととしています。

## **座長**

ありがとうございます。

ここで委員の方から順不同で結構ですので、御質問、コメントありましたらお願いします。

## 委員

府全体で、これだけ人権に関して真剣に取り組んでいただけることに対して感銘いたしました。二つほど質問がありまして、一つは人権とは少し離れるかもしれませんが、13ページの総務部にお聞きします。

個人情報保護法の推進ということで、先ほど個人情報については、事業者からの個人情報の漏えいの発生や、逆に個人情報に対する過剰な反応も見られるということで、府民や事業者に広報していきたいとの説明がありましたが、私、京都府医師会で感染症を担当しておりまして、皆さん御存じのように、はしかというのは、もう一昨年、はしか騒ぎがありましたが、厚労省は2011年撲滅ということで、はしかが撲滅していない国というのは後進国でして、医師会としても全力を挙げて頑張っているわけですが、それに伴いまして、はしかという病気は、感染症では、今までは定点というか一定の先生方の報告でよかったのですが、撲滅しようということで、はしかを診た医療機関は全員、全数報告というのですが、行政に挙げるようにという指導されています。感染症で、それは医者義務としていますので、行政に情報を出すわけです。そのときに、一応報告の内容としましては、個人が了解すれば個人の名前とか所属など、全部報告するわけですが、何で、その所属が大事かといいますと、空気感染ですから、ここに一人はしかの感染者がいたら、みんなに感染するということで、早いうちに、その所属先が分かれば、医療機関においては、何々小学校ではしかに感染した子がいると、その地域の医療機関が聞けば、早期に手が打てるわけなんです。感染拡大に関しましては、その所属を聞くということは非常に医者にとって大事なヒントになるわけです。行政に私たちは患者さんから個人情報のことがあるので、行政に伝えていいですかとお聞きした内容を報告しているわけですから、患者さんに対する個人情報は守られているわけで、行政に所属名を教えてください、地区医師会に地域ごとの医療ですので、患者さんの名前ではなく所属を教えてくださいと何度も申し上げたんですけど、これは個人情報で教えられないとの一点張りです。私は、法律というのは、やはりすべての社会が、よりよい方向に向くためのあるにもかかわらず、ただ、個人情報だからという大義名分のようなことで反対されて、それ以上話が進まない。このような健康福祉部とのやり取りもあり、いろいろ考えても、審議会を通してもらわないとだめだ、そんなことはあなた個人では無理だといろいろ言われまして、今のところペンディングという状態です。そのあたり、総務部の見解をお願いします。

## 事務局

個人情報の保護と利用のバランスということについては、今、国の方でも啓発等に努めているところです。府においても啓発を努めています。それで、委員が言われた個別の事例については、申し訳ありませんが直接の担当課の者ではありませんので、利用が行き過ぎであるとか、そうではないというような判断をこの場ではできません。総務部では全体を総括していますのが、病院関係ということでしたら、健康福祉部で所管ということになります。

## 委員

健康福祉部とのやり取りの中で、総務部の審議会に言っていただくしかない、それぞれいろいろな場面で個人情報だからと言われるのです。そこから全然進まない、国の方も個人情報の行き過ぎということをかなり問題にしているようですので、府も、府民、事業所に啓発はいいんですけども、自分のところからも、もう少し個人情報ということに対してフレキシブルに考えるところは考えていただきたいというお願いです。この場で回答を求めているわけではないんですが、健康福祉部とかなりやり合いましたので、そういう状況があったということをお理解いただきたいと思います。

次に、52頁のエイズのことでお聞きしたいのですが、日本においてもエイズがどんどん、先進国の中で唯一日本が増えている国で、やはり、ホモセクシャルというんですか、同性間の性的感染が非常に多いことから、医師会としましても危惧しているところです。全体の啓発も非常に大事なんですが、やはりピンポイントに、ホモセクシャルの方に啓発するということが非常に大事だと思っています。ただ、そこに人権、そのホモセクシャルに対する人権ということがありまして、すごくアプローチしにくいところでありまして、このあたり、府は、どのような対策が必要と考えているのか、教えていただきたい。

## 事務局

予防啓発事業ということで、例えばボランティアグループ紅紐というのを52ページに書いていますが、そこでの啓発活動とか、あるいは男性の同性愛者向けの専用相談を実施していくというような事業を実施しています。ただ、現実、現場の先生方から、なかなか実効が上がらないということのようですけれども、保健所においてもHIVの検査を即日できるような体制の整備とか、あるいはHIVだけではなく、ほかの性感染症の検査も実施できるような体制や相談体制の強化も図っているところです。

今後、エイズ治療拠点病院の選定ということで、専門的な医療を行う病院、あるいは医療従事者の研修への派遣、カウンセラーの派遣を、今後とも先ほどの検査相談体制と併せて進めることにより、予防なり早期発見、あるいは早期治療に努めていきたいと考えています。

### **座長**

府の広報とかでは、取り上げないのですか。つまり、エイズは、ホモセクシャルの人がかかりやすいということがデータで出ているわけですから。

### **事務局**

12月がエイズ予防月間ですので、広報紙、府民だよりなどに掲載するほか、あるいは、啓発冊子に掲載するなど、その広報といえますか、予防の広報に努めているところです。

### **委員**

今の現況を理解できました。ありがとうございます。

### **委員**

質問というか、お願いですが、いろいろな形で啓発活動をしていることが分かりました。例えば今開かせてもらった52頁のエイズに関する啓発普及事業、その下にハンセン病対策啓発事業としてハンセン病の理解を進めるため府内高校生3年生全員に啓発リーフレットを配布と書いています。それを高校生に配布すると書いてあったり、入所者と中・高生との交流会と書いてあります。何が言いたいかというと、教材を作成する、人権にかかわる教材を作成するというのは大変手間のかかることで、教育委員会でも作っているのですが、例えば高齢者理解の問題とか、障がい者理解の問題とかというのも、それぞれの部局がそれぞれに、保健所に来られる方とか、それぞれにリーフレットなど、いろいろな資料を配布され、こんなふうには介護をしたらよりよいですよということをお知らせしていると思います。それが、今、それぞれの部局の縦割の中で、いろいろなリーフレットを府民に渡しているようですが、言ってしまうと、そのリーフレットの見本市みたいな形で、どこかにだれかが集約して持っていれば、あえて新しいものを作らなくても、何だ、あそこの人がいいのを作っているじゃないかと。それを増す刷りするなり、借りるなどしてできるのではないのでしょうか。なかなか連携しにくいというのは分かっているのですが、そういう工夫が、今、進められて

いるかどうか、教材の交流というようなことが進められているかどうか教えていただきたい。

また、企業研修、職場研修をたくさん開催していることは分かりましたが、割と、頭では分かっているけど、なかなか実行できないということで、参加型学習というのを進めていこうと動いているわけですね。資料を見ると職場研修というのは、実際、職場研修をなさる行政の方が教育の専門家ではないので、どこからか講演をしていただく方を呼んで来て、講演をしてもらって、それで終わり。あるいは、ビデオを見てもらって、それで終わりという形で、情報提供はできるけれども、その職場研修に来られた方たちの価値変容とか態度変容というところまでなかなかいかないと思います。そういう意味で、そういう教育に関するノウハウを持っている方との人事交流とか、何か部局内、このいろんな形で縦の関係で来られている部局が人権教育啓発ということで交流するとか、情報交換するとか、ここのハンセン病対策啓発事業というのはどういう形で進んでいるかちょっと存じ上げないんですけども、そんなことが今進みつつあるのかどうかということと、人権啓発推進室として、そのようにやりたいと思っているかどうかをお聞きしたい。

## **事務局**

先ほど、人権啓発推進室の啓発の取組として、普遍的な部分は普遍的な部分で必要ですが、もっと突っ込んだ、いろいろな啓発を進めていく必要があると考え、リーフレットだけでなく、例えば新聞の意見広告でしたら、3月にDV法の改正がありましたので、DVについて担当課と調整し掲載するなど、人権啓発推進室が使っている啓発媒体を部局間での連携を進めながらの活用を進めています。

## **事務局**

補足をさせていただきますと、人権啓発推進室として問題意識を持ってまして、例えばハンセン病問題にしてもDVにしても部局間連携の取組を始めているということです。

それともう1点、交流については、毎年、人権啓発指導者養成研修会を開催していますが、全職員が対象ではなく部局で人権の研修計画を立案する立場の人たちを主な対象にして、毎年、教育委員会にも参加してもらい開催しているのですが、今までどちらかというと講演会形式が主でしたが、今年度は8月にワークショップ形式という形で、手法を変えて、参加自身が講師になれるような内容を意識しながら講師の手をかりて開催しています。

## 委員

私も一応人権の専門家という立場なんですけど、例えば森先生なんかが発言したり、柏井先生が発言したりということで、それぞれの分野の専門家の方が、それぞれの個別課題について発言され、ここで聞かせてもらうとすごく勉強になるんです。だから、そういう、教育委員会は、今まで同和問題を非常に熱心にやってきて、それまでは同和問題にかかわっている総合行政をやってきたから、同和問題についてはすべての部局の方たちが、とりあえずみんな知っていると思います。そこまでいかないにしても、例えばDVの問題は、こういうふうに、今大変な状況だということが、府庁全庁のそれなりの方たちには共有できるような仕組みをつくらないといけないと思っています。

## 事務局

委員の発言のとおり同和問題については、今までのノウハウを持っていますので、私どもが力を入れると同和問題が中心になります。例えば健康福祉部のハンセン病の問題なり感染症の問題なりという部分よりも、同和問題の方が強くなりますので、それだけでは足りないということで、職員研修・研究支援センターとともに問題意識を持っています。

## 座長

先ほどの委員の御質問でも、つまり当事者のプライバシーというか、それは絶対の価値ではないので、はしかにかかった人が他に感染すると、ほかの人みんなの人権、健康、場合によっては生命にかかわる問題です。何でも総務部に聞いてくれというのは、府庁全体の、僕から言わせたら教育が悪いし、人権教育が大事なところを見落としているし、それは日本社会はプライバシーに異常な反応が行き過ぎている面はあるのですけれども、それは絶対のものではないということ、つまり、自分のためなら他人を殺してもいいということはないので、そこのところを見分けて、何でもかんでもルールだからという対応は、全体としてやはり考えていただきたいと思います。

ほかに、御質問、コメントがありましたらどうぞ。

## 委員

次の議題ともかかわるユニバーサルデザインということで、きっと説明があるかと思いますが、私が、京都市が行った国際化関係の調査なんかを見させてもらったときに思ったんで

すが、京都府さんも国際化ということで、いろいろな多言語サービスということを始めますが、もっと簡単なことができたらと思っています。それは3頁のところのきょうと府民だよりの発行ということで、当然のことながら、府政の広報を行っているわけですね。そのときに、一番、外国籍の方たちの提案としてあったのは、漢字が読めない。平仮名と片仮名は何とか読めても、漢字が読めないという方が、中国語圏以外の方には多くて、何らかの形で振り仮名をつけていくということは、そういう外国籍の人たちに対する広報の援助にもなるし、それから、もちろん非識字者というのは外国籍の方だけじゃなくて日本にもまだまだたくさんいると思います。そういう非識字者の方とか、なかなか学校教育が十分に受けられなかった方たちというのがいて、きょうと府民だよりに少し何かいろんな形で、少しずつ工夫を加えていただきたいと思います。総振り仮名といたら、また大変なことになると思いますが。よく夜間中学校が、夜間中学校というのがありますからぜひ来てくださと呼びかけてるところだけ振り仮名がついているという広報はよく見るんですけども。それをもう少し広げる形で、ぜひとも、これは弱者というか、文字から遠ざかってしまいがちな方に触れてほしいことで何か広報について工夫していただきたいと思います。

## **座長**

ルビを振るのを、もっと一般化していただきたいと思います。

## **事務局**

広報課です。府民だよりに振り仮名をということですが、限られたスペースに記事を掲載しており、確かに、例えば委員のご指摘のとおり夜間学校の募集記事ですとか、そういったものにセレクトして振り仮名を付けるというのは一つの方法だとは思いますが、現状は、そういう記事のセレクトがなかなかできていない。あとお知らせページは各部局から多くのお知らせをエントリーしてくるので、なかなかスペース的に難しいというのが現状です。

あと、例えば、弱視の方用の文字拡大版のように特別な紙面を作成して、特定の方に送るという方法も過去には検討はしていたのですが、どういう人を抽出して、送ればいいのかということまで至っていないのが現状です。だから今、ご指摘のあった、例えば識字が十分でない方をどのように把握するのか、そういったところから検討をしていかないといけないと思います。

あとホームページでは、平成20年3月からふりがなを付けるというところをクリックし

ていただくと、ホームページ上のすべての文章に振り仮名が付く、そういう機能を導入しましたが、府民だよりに振り仮名を付けると単純に計算して1.5倍のスペースが必要になりますので、検討課題と思います。

いずれにしても、今後とも読みやすい表現となるよう常に心掛けて広報に取り組んでいきたいと思います。

### **座長**

国と自治体の関係があるから難しいのかもしれないけど、入管は、外国の方も必ず定期的に行かれないといけないので、そこへ、府関係だけど、自治体関係で、現に担当している部署のパンフレットを置かせてもらうというか、そういうことも考えられたと思います。

### **委員**

誤解されてるようです。振り仮名をすぐつけるということを行っているのではなく、ユニバーサルということが次の議題になっているのですが、要するに、新聞のリテラシー、広報紙のリテラシーが弱い人というのはいろいろな形でいると思います。だから、そのリテラシーというか、基礎能力を少しでも上げるために、何らかの形で工夫をしてほしいということをおっしゃってだけで、どこかに特定の人がいるから、その人に向けて、例えば拡大版を渡すとか、そういうことではなく、広報紙全体が、言ってしまうと、漢字が読めない人がいるとして、そういう人たちに対して振り仮名がついている。この漢字は、こういうふうに読めるんだと勉強にもなるわけです。そういう発想をもう少し持ってほしいということをお願いしただけです。

### **座長**

ありがとうございます。

警察で、セクハラ相談員120人、こういう相談はやっぱりプロにならないとなかなか適切なアドバイスができないので、固定した人がやるのか、120人をぐるぐる回していくのか、その辺はいかがですか。

### **事務局**

セクハラ相談員は、各所属でそれぞれ指定しており、府警全体で約500人が指名されてい

ます。1回の研修では、約120人のセクハラ相談員を集め、事例等に基づき、対応容量等について指導を行っています。

### **座長**

つまり、120人の人は、ずっとそのセクハラ問題にはかかわりを持つということですか。

### **事務局**

人事異動に伴って相談員が交替することがあります。

### **座長**

わかりました。

だから、人が変わったら、やっぱり知識、プロ性というか、そういうものが伝わるようなシステムを内部で置いておかれると、仮に人が変わっても適切なアドバイスはできると思います。これは工夫していただけたらと思います。

あと、もっとあると思いますけれども、どうしてもということがありましたらどうぞ。

### **委員**

また繰り返しになりますが、障害者権利条約のことについて、先ほど少し触れましたけれども、特に健康福祉部にお願いしておきたいのが、来年度の方針には盛り込めないというコメントでしたが、しかし、健康福祉部としては、もう既にこの状況は動いているということ深く認識していただきまして、特に、当事者参加ということ意識して、来年度事業をお進めいただきたいなと思っています。いろいろな審議会とか委員会、その他さまざまな場面があるわけですが、そういう一つ一つのことについて、当事者の方の参加、あるいはその声をしっかり受けとめて物事を進めていくという姿勢を、ぜひ来年度の事業の中で、深く土台にしていいただきたいと。自分たちのいないところで自分たちのことを決めるなどという当事者の方の声というのは非常に重要だと思いますから、ぜひ、それはお願いしておきたいと思います。

### **座長**

国連の障害者の権利条約自体、これはほかにも多少はそういうことあるんだけど、障害のあ

の方が中心になって推進してつくられたと、そういう当事者参加の意味を人権行政には反映していただきたいということだと思えます。

次に議題2について事務局から説明をお願いします。

## 議題2 「京都府ユニバーサルデザイン推進指針について」

### 事務局

それでは私どもの方から、京都府ユニバーサルデザイン推進指針、仮称ですが、これの検討状況について説明させていただきまして、また御意見をいただきたいと思えます。

資料3をご覧くださいと思います。1枚ものの概要書とその後ろに中間案をつけています。

概要書に、指針の趣旨ということで少し書いていますが、京都府においては平成7年に京都府福祉のまちづくり条例を制定しまして、障害者や高齢者が暮らしやすいまちは、すべての府民にとっても暮らしやすいまちであるという共通認識のもとに、人に優しいまちづくりの推進に取り組んできたところです。そういった中で、条例制定後、社会情勢が変化してまいりまして、改めてすべての府民がお互いに尊重し支え合い、ともに生きる社会、いわゆるユニバーサルデザインの考え方を基本とするユニバーサル社会の実現が望まれている状況になっているところです。

また、昨年来の世界的な不況等の状況もあり、京都府としてもさまざまな雇用経済対策を実施しているところですが、こういう厳しい時代であればこそ、ユニバーサル社会の早期実現が望まれていることも、一方、考えられていると思っています。

そういった状況を踏まえまして、京都府ではユニバーサル社会実現のいわゆる設計図ともいえます、京都府ユニバーサルデザイン推進指針を策定することを考えていまして、資料3の裏面、2頁ですが、主な経過及び今後の予定を書いています。昨年の12月あたりから、検討懇話会を設置いたしまして検討を進めてきたところです。このたび、その検討を踏まえまして、中間案がまとまりましたので、御報告をさせていただくとともに、御意見をいただきたいと考えています。

それでは、具体的な内容について御説明します。まず京都府ユニバーサルデザイン推進指針という名称ですが、懇話会の中でもユニバーサルデザインの言葉自体がまだまだ一般に御理解していただけていないという御意見もありまして、できるだけ府民の方々にわかりやす

いタイトルをつけてはどうかという御意見が多く出されました。

本日の資料にも仮称ですが「みんなでつくる あったか京都ユニバーサル社会の設計図」というタイトルを掲げさせていただいています。このタイトル等については、わかりやすいタイトルについて現在も検討しています。

それでは、具体的に、少し本文を御説明します。本文の1ページをご覧ください。目次の後です。

第1章が、ユニバーサル社会の推進に向けてと書いていますが、ユニバーサルデザイン推進指針の策定の趣旨でありますとか、ユニバーサルデザインとは、そもそもどのような考えであるかについて少しまとめてあります。また、指針策定の社会的背景なり京都府のこれまでの取り組み等についても盛り込まさせていただいているところです。

続きまして、4頁です。4頁からは、第2章ということで、みんなで目指すユニバーサル社会京都として、推進の基本的な姿勢を4点掲げています。

まず、1点目が、支え合い共に生きる心の醸成です。相手を思いやり支え合い、ともに生きる心で多くの方がさまざまな場面で参加されること。また、京都を訪れるすべての人をおもてなしの心で迎え、お互いに理解を深める心の醸成を大切にしたいと考えています。

次の頁ですが、2点目が、府民の参加と協働です。少しでも多くの方の意見や要望をくみ取るプロセスを大切に、府民の方が積極的に社会づくりに参加されることを期待しますということを書いています。

3点目が地域の視点です。京都府は非常に南北に長く、都市部と農山村など、非常に地域における特性が異なることから、こういった点も考慮していく必要があるということです。

それから4点目が、継続的な取り組みです。ユニバーサル社会実現の取り組みは、ゴールがないということで、継続的に改善を図り、スパイラルアップをしていくことが大切であると考えています。これらの視点により笑顔あふれる京都づくりを進めていきたいと考えています。

それから、5頁から第3章ということで、ユニバーサル社会の実現に向けた取り組みとして、これから進めようとする具体的な取り組みを分野ごと、あるいはまた主体ごとに記述しています。分野ごとの取り組みといたしますと、5頁の下あたりからになります。まちづくり、それから次のページに入りますが、ものづくり、それからひとづくり、情報サービス、また次のページになります。社会参加ということで、この五つの分野において取り組んでいきたいと考えています。

また主体ごとの取り組みとして、7頁からですが、京都府の取り組み、市町村への期待、それから事業者への期待、それから9頁にNPO等への期待、府民の皆さんへのお願いと記述しています。取り組み例なり、具体的なものを書いています。このあたりにつきましては、今後、いろいろな御意見なりパブリックコメントを実施する中で、肉づけをしたいと考えています。

それから最後に第4章として、10頁ですが、ユニバーサル社会の実現に向けた推進の仕組みということで、一つは府民との協働による推進体制です。現在、京都府福祉のまちづくり推進協議会ということで、関係団体等で構成されます協議会を持っていますが、それを発展させ、普及なり啓発活動の推進。もう一方は、やはりそういった推進状況の点検評価ということも必要かと考えていますので、ユニバーサルデザイン検討委員会のような、ところでチェックしていただくような仕組みづくりにしてはどうかと考えています。

2の京都府の推進体制ですが、ユニバーサル社会と言いますと非常に幅広い概念です。具体的な取り組みというのは、全庁的なものになりますので、全庁を挙げた取り組みが必要であり、そういった全庁的な推進体制の設置と、現在、京都府においては、行政経営なり、府民の視点ということでセルフアセッサというものを置いていますので、これを活用しながら、全体の行政施策の点検を行っていきたいということを第4章に書いています。

今後は、本日の説明に対する御意見をいただいたあと、今月末ぐらいから、府民や団体の方から御意見を徴集する、パブリックコメントを実施したいと考えています。また、今までの懇話会でいただいている御意見で、少しまだ反映できてないものもありますので、それらの各種の御意見を踏まえる中で最終案を取りまとめて、8月ぐらいを目途に公表したいと考えています。

## **座長**

ありがとうございました。

あと議題3、議題4とありますので、続けてお願いしたいと思います。全部まとめて委員の方のコメント、質問の時間を取りたいと思います。それではお願いします。

## **(2) 報告事項**

**議題3 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画の見直しについて」**

## 事務局

資料 4 - 1、4 - 2 をご覧ください。配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画について、資料 4 - 1 が概要、資料 4 - 2 が本体となります。前半の 21 年度実施方針の中にも重点事項に挙がっていますように、DV というのは、犯罪となるような行為も含みます重大な人権侵害ということで、そういった視点で取り組んでいきたいと思っています。

この内容については、前回の第 10 回懇話会で一度報告をさせていただいております。その段階では、アンケート結果を中心とした概要でしたので、まだ計画の形という意味では、少し熟度の低いものでしたが、報告をさせていただきました。そこでいただきました意見も踏まえまして、その後の検討会を進めているわけですが、特に統計的なアンケートだけではなく、広く意見を聞いて進めるようにということであるとか、それから調査結果をしっかりとした施策に生かすように、それから座長からも最終的に DV というのは非常に総合的な施策なので、いわゆる一部局の問題ではなく、総合的な視点で積極的な対応という御意見もいただきました。

その後、検討委員会も含め議論を進めまして、それから各地域へ出向いた会議ということで、現場の人の意見も聞かせていただきました。当然、この検討委員会には、後で出てきますが、各界の皆さんも入っていただいて検討を進めています。それからパブリックコメントを経まして、2 月議会で今回の計画を報告させていただいたということです。内容については、概要版で説明します。

計画改定の趣旨のところには書いていますが、現在の計画が 18 年度から 20 年度までの 3 年の計画で、ちょうど計画期間の満了にあわせた変更ということです。ちょうど平成 13 年に DV 法が公布されまして、16 年に大きな改正がありました。その中で、都道府県の計画というのが義務になりまして、現計画は 18 年度から 20 年度ということで策定をしたところです。現計画の改定で、今回の計画については、21 年度からの 5 年間の計画となります。

策定の視点ですが 4 点挙げています。前回の計画は 3 点でして、1 点増やしています。3 番目に書いています、地域の実情、課題に応じた支援体制の確立です。これは、平成 20 年 1 月に DV 法の改正がされていますが、その中で市町村における役割、いわゆる基本計画を作ったり、DV 支援センター、こういったことが努力義務化されていまして、背景として、より身近なところでの相談体制等の充実というのがあります。それを踏まえて、地域の実情、

課題に応じた支援体制というのを新たに策定の視点のところに入れました。

次は現状と課題ということですが、調査、これは前回、報告していますので簡単にさせていただきますが、アンケート調査の結果を踏まえています。この中で、被害経験が2割から3割、トータルしますと4割近い方に被害の経験があるという結果が出ています。それからDV被害というのが、本人たちの間だけではなく、子供への影響というのが非常に大きいという問題も出ています。こういったことも踏まえ、それから各界の被害者も含めたヒアリングも行いまして、現状と課題への対応についてを次に書いています。

まず、現状と課題の1番目がDVの認知と申しますか、啓発についてです。先ほど委員から広報の話がありました。我々も、どういう形であれば必要な方に届くのかということの悩みを持っています。ここにも書いていますが、まず、法律、DV法自身に対する認知自身が、法律があることを知っているが内容は知らないのが50%、法律も内容も知らないというのが41%ということで、9割の方が内容を知らないという状況です。京都府の施策についても67.8%の方が知っているものがないという回答でした。

DVの啓発については、医師会等にもいろいろお世話になりながら、毎年11月に啓発期間を設けて、そこで関係機関の皆さんと力を合わせ、いろいろ啓発に行っているところです。まず、DVの被害者の方が、直接いろいろな被害について相談できる体制として、外国語のものも含めまして、例えばスーパー等の女子トイレに置くとか、各病院にも置いていただくようお願いをされるとか、地道な取り組みをしているところです。DVは御存じのように、外部から発見が非常に困難な家庭内で起こるという問題。それから加害者、にも問題にあるのですが、非常に罪の意識が薄いといった密室の問題がありまして、どういったら必要な方に届くのか、また届いても、周辺の方、被害に遭った方の相談されるのが、やっぱり非常に身近な方に相談されますので、周辺の方がどう理解いただくかということも重要な問題になっています。また、このあたりについては、いろいろな意見を聞きながら進めたいと思いますが、委員の皆様にもまたアイデアがありましたら、お力をかしていただきたいと思っています。

それからもう一つ、今回のDVの計画の中で、前半のところでも少し説明がありましたが、いわゆる恋人間におけるDVですね。いわゆる夫婦ではない、若い人の中のDVというのが、いわゆるデートDVと言われていますが、これが新たな課題として浮かび上がってきています。ここには携帯のチェックであるとか、友達づき合いの制限というようなことがいろいろ問題になっていますが、3月24日、つい最近の内閣府が調査を発表いたしました中でも、

いわゆるデートDVの被害について項目が挙がっています。女性で13.6%がデートDVを、10代、20代の恋人ですけれども、受けたというような新聞報道も出ているところです。

それからもう一つが、課題としまして、身近な相談窓口ということで、地域性ということもありますが、DVの相談支援センター、これは京都市域にありますので、それについての対応。それから、子供の問題を含めました児童虐待と複合的に発生する事例、子供への深刻な影響、こういったことへの総合的な対応が必要だということが課題につながっています。それからまた、とにかく一時保護も含めてなんですけれども、その後の立ち直りには心理的な回復も含めまして、継続的な支援が必要だということがあります。それから行政だけではとてもできませんので、民間を含めたノウハウを一緒になって連携していくということが必要だと考えています。

こういったことを踏まえまして、重点施策、4番のところですが、基本目標の1から、2、3、4で最終章もありまして、5というふうに、この柱立ては前回の計画と同じ形となっています。その中で、先ほど説明しました啓発の問題、それからデートDVに対する予防啓発、これは教育委員会とも連携し、大学とか高校でも啓発をしっかりと行っていきたいと思っています。命と人権を大切に作る心をはぐくむ取組というのがベースにあって、そして具体的な対策もとっていきたいと思っています。今年度から先行して高校3年生を対象にデートDVに関する啓発を始めていますので、成果といえますか、その中身の方もしっかり検証しながら次年度へ続けていきたいと思っています。

それから、市町村でもしっかりとDV計画を作っていただくんですが、ただお願いするだけではなしに、しっかりとしたフォロー体制というか、広域行政として京都府として専門機関を持っていますので、そういった支援もしていきたいと思っています。

それから3番として、総合的な相談、保護体制の充実ということで、婦人相談所、児童相談所の統合など、DVそれから児童虐待などの家庭問題を総合的に相談支援できる家庭支援総合センター、これを整備していくことを計画に挙げています。それから、その下に書きました、先ほど申しました市町村窓口での職員のスキル、資質向上のための研修であるとかマニュアル、こういったものもしっかり作っていきたいと思っています。基本目標の3のところには、緊急保護のための充実であったり、それから同伴児童への支援ということで、子供たちのケア、こういったところも家庭支援総合センターを含めて充実させていきたいと考えています。

それから次の4のところでは、継続的な支援が必要ということで、これはやっぱりDVに

遭われた後というのは、そこにも書いていますが、非常に心理的なケアも含めて長期的なケアが必要です。そういうことで、継続的な支援、それから心身回復へのサポート、こういったところを計画に挙げているところです。最後のところは冒頭で言いました、民間シェルターを含めた協力、それから他府県、こういったところとも協力、それから苦情処理体制、こういったことも整備をしていきたいということです。検討委員会は1、2に書いていますが、6回、その後、パブリックコメントの実施をしました。メンバーの方から、実際の被害の支援の方、それから弁護士会、医師会等から、それから市町村にも入っていただいて検討を進めてたところです。

本体の計画ですが、概要を今申し上げましたので、幾つかポイントになる頁のところを説明したいと思います。

1頁ですが、基本的な計画の改定に当たってということで、基本的な考え方、これは検討委員会の中、また議会からも御質問いただいた内容ですが、まず、基本的にDVというのは犯罪となる行為も含め、重大な人権侵害であると、こういった認識のもとに、しかし一方、社会的構造的な問題を背景としまして、被害者の多くは女性であるということ。それから男女共同参画社会の妨げになっていることをしっかりとここに書いています。

概要で視点を含めて説明しましたが、具体的な数字等も盛り込んでいますので、資料の頁の現状のところ6、7、8、9、これは前回のときに説明しましたアンケート結果も含めて入れています。10頁には相談件数も入れています。今回の計画の内容については、11頁から具体的に、先ほど申し上げたポイント、具体的な施策について記入しているところですが、今回の計画の22頁ですが、数値目標を定めています。より具体的に、成果をお互いに見える形にして進捗を毎年確認しながら、そして問題点を出していこうということで、それぞれの項目につきまして、数値目標を定めています。例えば、総合啓発のためには、より多くの団体の方に御協力いただく必要があります。今、84団体に御協力いただいて、例えば一緒に啓発していただいたり、それぞれの団体の広報紙の中に同じようなDVの啓発の項目を設けていただいたりしていますが、さらにこれを増やしていきたい。それからデートDVですと、講座の数を増やしていくなど、具体的に定めています。

また、参考資料ですが、作成の過程でいただいた意見を踏まえまして、取り組みの経過を入れています。現在までの取り組みの状況も入れて、こういう施策を行っているということの情報共有と、それとお互いの施策の進捗を見るということで、国の法律の改正を含めて施策を入れています。それから25頁以降は、具体的な相談ができる団体も含めて入れていま

すので、計画本体を配布すると、具体的な相談先も分かるということで計画を作っています。

今後、議会からも指摘をされていますが、しっかりと計画を議論してつくるのは当然重要ですが、暴力を許さない社会、この実現に向けて、これをどのように進めていくかということが大切だということで、市町村としっかり連携して進めていきたいと思ひますし、啓発についてもしっかり行っていきたいと思ひます。また、座長から前回指摘がありました、議会からも同じように一部局の問題ではなしに、府を挙げてしっかり取り組んでくださいという指摘も受けていますので、人権の視点に立って、全部局を挙げる仕組みをつくっていききたいと思ひています。

### **座長**

ありがとうございました。

それじゃあ、最後、外国籍府民の共生政策懇話会の結果報告をお願いします。

## **議題4 「京都府外国籍府民共生施策懇話会開催結果について」**

### **事務局**

資料5、外国籍府民共生施策懇談会の報告書をご覧ください。

この報告については、まず15頁の要綱をご覧ください。目的としましては、外国籍府民の府政への参加を推進し、外国籍府民と共に生きる京都府づくりを進めるため、外国籍府民に関する諸問題や取り組むべき課題について意見を求め、知事に意見を報告するというので設けられたものです。委員は16名で構成しており、17頁に、名簿をつけています。学識経験者6名と公募で選ばれた委員10名の計16名で構成しています。

次に、18頁のこれまで開催しました状況です。懇談会については、これまで3回懇談をさせていただきまして、第2回目には福知山まで出かけて行きまして、地元の団体からの意見聴取もさせていただきながら、皆さんとの意見交換をさせていただきました。

次に、前の方に戻っていただきまして、2頁目からが懇談会での主な意見を書いています。この報告については、当初から、この意見を知事に報告するのは、皆さんの意見を余り変形せず、どういった意見が出たかということ、正直に報告していくという形式をとって、この中の報告書はほとんどそのままの意見を掲載しています。

構成としましては、報告1、報告2、報告3の三つに分かれており、報告1については、

教育に関することです。教育の中でも1)としまして、学校教育における支援に関すること。4頁の民族学校への支援に関する意見が出ておりました。

その横に、報告1に関する国や本府の現状についてということで、皆さんの意見は自由活発に行っていただきましたので、それに対しての法的根拠については、今現在どういうふうになっているかというのを押さえる必要がありますので、報告書の中で皆さんの御意見に基づいた法的な根拠とか、今現在の国の動きとかいうものを書かせていただいております。

次に、8頁の報告2、ここの部分については多文化共生の地域づくりに関することということで、異文化理解や地域交流についての御意見が出ていました。

その次に、11頁の報告3、これがその他の外国籍府民に関すること、国政への提案、要望等に関することとか、この懇談会に関することと、そしてその他ということで区分しています。

この報告書については、去る2月26日に座長から知事に報告していただいたところで、内容については、座長からの意見としては、この報告書はあくまでも意見の羅列となっていて、これを取りまとめて何らかの提言をしたわけではないと。ただ、このことについて、京都としてもしっかりと受けとめていただいて、これをさらに深めていただきたいと。それで、できるものについては、スピーディーにやっていただきたいということです。これに対して、知事からのコメントは、多文化共生の問題については多岐にわたって法律的な解釈も非常に難しいということもありますが、その本質をしっかりと見極めていくことが非常に大切であり、この報告書をしっかりと受けとめて、各部局にさらに検討を深めるように指示したいというコメントでした。

私どもとしましては、この報告書を関係部局に説明をしまして、今後取り組みをどういふふうに進めていくのか、ただやはり、中身を見ますと、国の状況で法的に、今、こういった形になっているから難しいということもありますし、これは市町村の問題であるということもあって、なかなか府だけで進めていけるものだけではないので、そういったことを一つ一つ整理しまして、その上で、今後の取り組みについて協議をしながら、できるもの、できないものを区分して、できないものについては、どういった形でできない、なぜできないのか、どうやったらできるのかということをしっかり協議して、その状況につきましては、今後、ホームページ等でそういった議論の結果を公表していきたいと考えています。

## 座長

ありがとうございました。

御自由に御発言いただきたいと思います。

## 事務局

ユニバーサル社会の推進に向けてお願いなんです、色覚異常、異常という言葉を使っていいかどうか分かりませんが、色覚に対して先天的にハンディーがある方というのは20人に1人とかなり男性の場合、多い状況にあります。ただ、目立たないハンディーキャップですし、比較的足が悪い方とか目の御不自由な方に比べたら軽くて、全体としては社会全体に埋もれているという感じの印象を持ちまして、それで数年前に今までは、ここにいらっしゃる方は小学校の時に色覚検査というのを必ず1回は行っているかと思いますが、そのやり方がいろいろ問題があったのか文科省は数年前から色覚検査一切排除ということで、現在は、希望者のみ行っており、自分のハンディーキャップを知らないまま育っている子供たちがどんどん社会に出ていく時期であります。それで、国としては、色覚バリアフリーができる社会を目指すと、検査をわざわざしなくても色覚バリアフリーで、別にハンディーがあっても生きていけるだろうという前提で社会化を進めているわけですけど、なかなか、やはり色に関しましては、やはりまだむ頓着な表示がいっぱいありまして、今回、指針を見せていただきましたら、カラーユニバーサルデザインに配慮した時刻表とかいろいろ加味されているようで、これに対してはうれしく思ったのですが、やはり、擬似体験できるような眼鏡もありますので体験して欲しいと思います。人数で言ったらすごい人数、20人に1人ですから、社会ではかなりの人数がいますので、そのあたり、目に見えないハンディーではあるのですが、そういう方に対する配慮をお願いします。

京都市内では私鉄の時刻表に関してクレームが出ていて、それは改善することで決まっていますので、京都府においても、そのあたりよろしくをお願いします。

## 座長

ありがとうございます。

## 事務局

先ほどの時刻表の話がありましたが、京都市内で色覚障害者の方が見にくい時刻表があっ

たということで、特急と急行の区別がつかないなどの話がありましたので、そういうことを踏まえて改善すべき例として書いています。

現在、バリアフリーも車いす体験ということで、小・中学校に出前をしまして、小学校、中学校の生徒に実際に体験をしてもらっていますので、今後、今おっしゃいました色覚障害先ほどの時刻表の話がありましたが、京都市内で色覚障害者の方が見にくい時刻表があったということで、特急と急行の区別がつかないなどの話がありましたので、そういうことを踏まえて改善すべき例として書いています。

現在、バリアフリーも車いす体験ということで、小・中学校に出前をしまして、小学校、中学校の生徒に実際に体験をしてもらっていますので、今後、今おっしゃいました色覚障害も含めて、さまざまな形で体験とか啓発を、今後、いろいろ検討していきたいと考えています。

#### **委員**

バリアフリーは、高さだけではなく、色のバリアフリーも考慮してください。結構、時刻表以外に分からないことがありますので、よろしく願います。

#### **座長**

ありがとうございました。

ほかに、コメントはありませんか。

#### **委員**

何か、書いてあることはいいことなので、それはそれでいいですけど、要は当事者性をどうするかという、こういう肉づけするときに、例えば車いすの人を入れるとか、視覚障害者を入れるとか、聴覚障害者を入れるとか、それは、一番最初に言った障害者の権利条約とも絡んでくるんですけども、そうでないと、計画をつくっても実際使い勝手の悪いものになってくる。

例えば、小学校で子供たちに車いす体験をさせると言いますが、それは、例えば体育館であったり運動場であったりするのですが、フラットな面なんですね。実際に町へ出れば、道路勾配をとって水を流すように少し斜めにしていますよね。車椅子にとっては非常に使い勝手の悪い道がいっぱいあるわけです。それから、先ほども発言がありましたが業者のチェック

をどこまでするか。点字ブロックには、このまま行くと車にひき殺されるぞというような付け方をしているところもある。業者がちゃんと仕事しました、仕事をする前、仕事をした後という写真を添付して、おそらく支払い請求が届けられると思いますが、現場へ行って確認をすれば、これは間違いということがすぐに分かるはずです。

他にも例えば京都市の地下鉄の東西線は転落しないように二重ドア状態になっている。しかし最初にできた南北線の方はどうかというとなんてですね。また、道路が通るときに、例えば階段のそばは少し狭くなっている、つまりエレベーターで上がるにしろ、階段のそばが非常に狭くなると、そこにたくさん人が通ったら、車いすの幅の1.5倍ぐらいとってあったとしても、実際には車いすは通れないことになるし、周りの人を気にしたら、転落しかねない。視覚障害者がJRの大阪駅で落ちたケースがありましたが、あれも両面が、つまりプラットフォームを電車が入ってくると、こっちと思って反対側に行ったら転落してしまったというひどいことになった。

つまり、つくった後、誰がチェックするのか。まずつくる段階で、やっぱり当事者を入れなければ、実際には使い勝手の悪いものになる。

もう一つ言いますと、例えば京都市の左京の区役所が昔改築になってでき上がったと。それで、国際障害者マークの、このスロープは、国際マークをつけてもよろしいというようなワッペンを張ったと。実際にあれを上ってみようと思って車いすをやったら、車いすを常時やってはる人は、すっと行けるのでしょけれど、力が弱ってきたら上がらないんです。張ってあるのは国際障害規格に合致しているといってワッペンを張ってあるんですけどね。実際、使い勝手が、つまりついてあるからとか、基準がそうだからと切ってしまうと、やっぱり使い勝手の悪いものになる。

だから、もとへ戻りますが、やっぱり当事者を入れてきちっとしたものをつくっていくべきやと。それは、後々までやっぱりチェックをきちっとやっていくという、それが必要やというふうに思います。

## **座長**

ありがとうございます。

それは確かに、いわゆる健常者がつくる案というのは、障害のある方にとって必ずしも100%適切とは限らないので、特に人権という観点から配慮が必要だと思います。

ほかに、ございませんか。

## 委員

DVに関して、いくつかお聞きしたいのですが、日本人間のDVも多いと思いますが、外国人と国際結婚した家庭でのDVもすごく多い。でも、その人たちは、本当にどこに行っても話したらいいか分からない人が多い。あるいは、人権問題として取り上げて、夫婦一緒にDVについての教育させることもいい方法ではないかなと思っています。

また、婦人相談所も結構、DVについての相談を受けるのですが、そこも多言語での相談を受けるようにするのもいいのではないかと思います。今、府の婦人相談所は、私が所属しているNPOとも連帯しており、一緒に外国人が来たときには通訳の依頼があるのですが、京都府の相談所では通訳代が発生した場合に相談所が払うのですが、ほかのところの場合は、通訳代を一体だれが払ったらいいかという問題が発生するのです。もちろん、私たちが通訳で行くときには、相談者は払えないので、施設で払うのかなと思ったら、うちの組織では払えないと言われ、結局、相談者の負担になるのです。そうすると本人はお金を払う力がないので、相談できずに帰ってしまったことがありました。私は直接、その場面に直面したので、すごく悲しく思いました。だから、特に相談所では多言語相談ができる相談員を配置するか、あるいは通訳代が発生したときには、施設、つまり行政が負担するようにすべての相談者においてお願いしたいと思っています。

あと、もう一つ、相談員を3年間してきて、大きく感じることがあります。何かというと、国際結婚して日本に15年とか10年、ずっと日本で暮らしているのですが、日本語が全く分からない人が結構、多いのです。それは、京都市にいる人は、まだいろいろな方法で勉強しているのですが、京都市以外に住んでいる人たちに日本語ができない人が多いのです。この問題は、お互いに日本語が通じないから、コミュニケーションがとれなくて、さらに夫婦間での問題にもなりますし、それがDVもかかわって、裁判になったり、結局は離婚する人が結構います。主にフィリピン人と日本人、あと中国人と日本人の国際結婚において離婚率が高い傾向にあります。このままでは、日本社会の大きな問題になると思います。だからといって、これをどうしたらいいか分からないことから、私自身悩んでいます。何か京都府でできることがありましたら、何らかの形でお願いしたいと思っています。

## 座長

ありがとうございます。

多文化共生と言うけれど、それが本当に共生できるような視点で、人権関係の施策は立てないと、結局、看板だけ掲げて中身がないということになりかねないので、今の非常に端的な例を挙げていただきましたけれども、できる範囲の手当てですね、それは早急をお願いしたいと思います。だから、さっき言われた、まさに当事者の声を聞けという、それをまさに行政としてどうやって、本当に必要なものを効率よく吸い上げて、それを施策の中に生かすかという、人権推進の恐らく根本にかかわる原則の一つではないかと思います。

ほかに、ございませんか。

### **委員**

資料4 - 2のDV関係で、10頁に警察でのDVの把握状況を掲載していますが、この表の読み方としては平成19年度の60件の件数のうち殺人が二人、未遂を含むと書いていますが、すべてDV関係であると読んでよいのでしょうか。そうするとこの殺人というのは、結構、ショックなんです。DVで死んでいる人がいるのだと。当たり前のことですが、やはり死んでいるのだと思って見ていたんですが、京都府でこういう殺人事件、未遂も含めて殺人事件というのは、どのくらい起こっているのでしょうか。

### **事務局**

手元に詳細な資料がありませんので詳しい件数は承知しておりませんが、だいたい年間で20件程度であると思います。これは犯罪統計上の数字であり、詳細については、京都府警察のホームページで確認できます。

### **座長**

20人としたら、1割はDVが原因と読めますが。

### **事務局**

被害者と加害者の関係が内縁も含め夫婦であるものを件数に計上しています。

### **座長**

ありがとうございました。

ほかに、御発言ありましたらどうぞ。

## 委員

何で、この警察の数字を出してほしいと言ったかという、DVと聞くと、しょせん痴話げんかだという反応が見られます。要するに、痴話げんかでちょっと激しくなった、夫婦げんかは犬も食わぬみたいな形で、たいしたことないというふうな反応がすごく多くて、だから相談件数がこれだけあると言っても、多いなど。最近の女性はそういうようなことを言うようになったんだという発言が出たりするのです。警察の統計というのは、かなり深刻な事例、数は少なくともかなり深刻な事例で、私にとってはショックな事例なんです。たまたまホームページで一生懸命調べたら、兵庫県警のホームページに、DV件数を掲載していたので、府警からもぜひともデータを出してほしいという思いがありました。これを、どういう形でも、とんでもない深刻な被害ということの一つの証明になると思いますので、公開する方向で考えていただきたいと思います。

## 座長

だから、数字を公開することが、やっぱり教育、情報に基づく教育として非常に大きい意味を持つと思います。内部資料にとどめないで、ぜひ公開を考えていただきたいと思います。もうお一人ぐらい、受け付ける時間がありますが。

## 委員

国際課に一つ提案ですが、昨年、私も外国籍府民共生施策懇話会に参加させていただいて、本当にいい経験になったのですが、委員には外国籍の方と日本人の両方がいます。そのときに、委員を選ぶときに、例えば日本人の場合、もう少し外国人に対して理解がある方を選んだ方がよいのではないかと思います。実際に私が感じたことで、こういう方が、この委員会に参加してどうなるんだろうという感じました。例えば、日本の事情を分からずに来た外国人が悪いといった発言をする方もいました。

## 座長

委員の適格というのは難しいのですが、目的はやっぱり共生社会をどうやってつくるかということですから、初めから明らかにマイナスの人は、いろいろな方法で委員にしない方が効率がいいし、出された答申も、府として実現できてはじめて有効なものになると思います。

それでは、定刻になりましたので、今回の懇話会を閉じさせていただきます。